

# 松本大学松商短期大学部 学友会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は松本大学松商短期大学部学友会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、学則に基づき、学生の自治的行動により、学生生活の安定向上と学生相互の親睦をはかり、大学を充実発展させることを目的とする。

### 第3条 (事業及び活動)

本会は、前条に定めた目的を達成するため、次に定めた事業を行う。

1. 学術・スポーツおよび文化の振興に関する活動
2. 学生の厚生に関する活動
3. 学部団体との交流と親睦を深め、情報を交換する活動
4. 教職員と学生相互の親睦をはかる活動
5. 刊行物の発行・インターネットへの公開等に関する活動
6. 学生大会の決議に基づく活動
7. その他、目的達成に必要な活動

### 第4条 (会員について)

本会は全学生によって構成する。

### 第5条 (会員の権利)

本会の会員は次の権利を有する。

1. 会則の規定により諸機関を構成し得る権利ならびに被選挙権
2. 会則の総則その他の規定に従い本会の諸設備を利用しまた諸集会に参加し得る権利

### 第6条 (会員の義務)

本会の会員は次の義務を有する。

1. 会則を遵守し、本会の事業の運営に協力する義務
2. 本会所定の会費を納入する義務
3. その他の本会則に定められた義務

## 第2章 機関

### 第7条 (機関の種類)

本会は次の機関をおく。

1. 学生大会
2. 常任委員会  
各局会
3. 代議員会  
会計監査委員会  
選挙管理委員会
4. サークル連合会

## **第1節 学生大会**

### **第8条 (大会の構成)**

学生大会は会員により構成する。

### **第9条 (大会の権利)**

学生大会は本会の最高議決機関であって、次の事項は、学生大会の議決を経なければならない。

1. 基本の方針の決定
2. 会則の変更
3. 常任委員会の解散
4. 新設部の承認
5. 学友会の予算の決定
6. 本会の運営に関する重大な事項の決定

### **第10条 (大会の種別招集)**

学生大会は定期学生大会と臨時学生大会とに分け、常任委員会が招集する。定期学生大会は毎年2回学生の前期開始より1ヶ月以内及び次年度常任委員長選挙後に招集し、臨時学生大会は次の場合に招集する。

1. 常任委員会が必要と認めた場合
2. 代議員会において過半数の議決による請求があった場合
3. 会員の3分の1以上の署名による請求があった場合

### **第11条 (大会の定足数)**

学生大会は会員の過半数以上の出席により成立する。ただし、委任状による出席は認めない。

### **第12条 (大会の議長)**

学生大会に議長を1名おく。議長は常任委員会で指名し職務にあたる。

### **第13条 (大会の議長の職務)**

議長は学生大会の秩序を維持し議事を整理し大会の実務を総括する。

### **第14条 (大会の議長の権限)**

学生大会の円滑な議事遂行のため、議長は質疑討論その他の発言につき時間を制限することができる。また、学生大会の議事運営上障害ある行為があった場合、そのものを退場させることができる。

### **第15条 (大会の招集公示)**

常任委員会は学生大会の開催の5日前迄に大会の目的、日時、場所を公示しなければならない。

### **第16条 (大会の緊急動議)**

緊急動議は会員1人で議案として議長に提案することができる。ただし、その議案が出席会員の過半数の同意を得てはじめて大会の議案として採択できる。

### **第17条 (大会の議決能力)**

学生大会の議決は、出席会員の過半数の同意により決定する。ただし、会則の変更または常任委員会の解散は、出席会員の3分の2以上の同意がなければならない。

### **第18条 (大会の書記)**

大会に書記2名をおく。書記は常任三役の書記がこれにあたる。

## **第19条（議事録）**

大会において、書記は議事録を作成しその末尾に署名しなければならない。

その議事録は10日以内に大会議長に提出し、その署名を受けたあと書記はそれを管理する。

## **第2節 常任委員会**

### **第20条（常任委員会）**

常任委員会は本会最高の執行機関である。

### **第21条（構成）**

常任委員会は常任三役、学祭・体育・渉外・報道各局の役員、サークル連合役員で構成される。

### **第22条（常任委員会の招集）**

常任委員会で会議が必要なときは、常任委員長（学友会長）がこれを招集する。

### **第23条（常任委員会の運営）**

常任委員会の運営は常任三役によって行われる。また、委員会の内容は、常任三役の書記によって記録され、常任三役の書記はそれを公示し保管しなくてはならない。

## **第3節 常任三役**

### **第24条（常任三役）**

常任三役は常任委員会を運営し情報共有を促すことにより、学生大会または代議員会で承認された各局の方針を円滑に執行させる任にあたる。

### **第25条（構成）**

常任三役は原則として常任委員長（学友会長）1、副委員長（副学友会長）2名、書記2名、会計2で構成される。

### **第26条（常任三役の選出）**

常任三役の選出は立候補制を原則として選挙を行う。ただし、立候補できるのは1年生のみである。2年生は選挙権のみ有する。選挙は11月末までに行わなければならない。

## **第4節 局**

### **第27条（局の役割）**

学生大会または代議員会で承認された、各局の方針を執行する機関である。

### **第28条（種類）**

局には、学祭局・体育局・報道局・渉外局を置く。

### **第29条（構成）**

各局にはそれぞれ、局長・副局長・書記・会計等の役員を置く。

### **第30条（局員の選出）**

各局員は各ゼミから選出される。

### **第31条（局会議の招集）**

局員からなる各局会議は、各局長がこれを招集する。

### **第32条（役員を選出）**

局長・副局長・書記・会計は各局会議で互選により選出される。

### **第33条（議事録）**

各局の書記は局会議の議事録を作成し、これを保管する。

## **第5節 サークル連合会**

### **第34条（サークル連合会の役割）**

各クラブ・同好会をまとめ、その活動の発展を図る。

### **第35条（会員）**

サークル連合会の会員は各クラブ・同好会の代表者・副代表者・会計である。

### **第36条（構成）**

サークル連合会には連合会長・副連合会長・書記・会計等を置く。

### **第37条（役員を選出）**

サークル連合会長・副連合会長・書記・会計等は連合会会員の互選により、選出される。

### **第38条（書記）**

書記は連合会の会議の内容を記録し、これを保管しなくてはならない。

## **第6節 代議員会**

### **第39条（代議員会）**

学生大会に準じる議決機関である。

### **第40条（役員構成）**

代議員会には議長1  
、副議長1名、書記1  
をおく。

### **第41条（代議員会の招集）**

代議員会は議長がこれを招集する。

### **第42条（代議員会の選出）**

代議員は各ゼミの中から選出される。

### **第43条（役員を選出）**

代議員会議長・副議長・書記は代議員の互選により選出される。

### **第44条（選挙管理委員長・副委員長の選出）**

代議員の役員以外の議員の中から、選挙管理委員長・副委員長を各1名選出する。選出期間は11月までとする。

### **第45条（選挙管理委員会の任務）**

選挙管理委員会は、選挙規程細則に基づいて常任三役選出のための選挙を執行する。

### **第46条（会計監査委員長・副委員長の選出）**

代議員の役員以外の議員の中から、会計監査委員長・副委員長を各1  
選出する。

### **第47条（会計監査委員会の任務）**

会計監査委員会は、学友会の予算が公正に執行されているかを監査し、その結果を学生大会あるいは代議員会に報告する。

学友会の財産が正当に保持されているかについても監査を行う。

## 第48条（書記）

書記は代議員会の内容を記録し、これを公示し保管しなくてはならない。

## 第3章 会計

### 第49条（会計年度）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は、会員の納入会費をもって、これに充てる。
3. 会費は会員1名につき15,000円とする。
4. 本会会計事務は、常任三役会計の他、本学事務職員に委嘱する。

### 第50条（予算）

本会の予算は、常任委員会において予算案を作成し、学生大会で議決する。

### 第51条（決算）

1. 毎会計年度常任三役会計は、決算に関する書類を作成し、会計監査委員会がこれを監査する。
2. 決算は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に学生大会の承認を得なければならない。

## 附則

1. この会則は平成14年4月1日から施行する。
2. この会則は平成24年4月1日から施行する。
3. この会則は平成27年4月1日から施行する。  
(ただし、前年度の選挙期間より、この会則の一部が適用される)

## 学友会 選挙規程細則

### 第1部 選挙管理委員会規程

#### 第1章 総則

##### 第1条（名称）

本会は松本大学松商短期大学部学友会選挙管理委員会と称する。

##### 第2条（構成）

選挙管理委員会は代議員会の互選で選ばれた委員長・副委員長により構成される。

##### 第3条（目的）

本会は常任三役を公選する選挙制度を確立してその選挙が選挙人の自由表明する意志によって適正に行われることを確保し、もって学園の民主的な委員会の発展を期することを目的とする。

##### 第4条（権限）

本会は選挙に関する一切の権限を有し、学生がこれに従わなければならない。

## 第2章 常任三役の選挙

### 第1節 選挙権及び被選挙権

#### 第5条（選挙権）

全学生の意向に基づき1年生及び2年生が選挙権を有する。

#### 第6条（被選挙権）

常任委員常任三役の被選挙権は1年生のみとする。ただし、各局役員、サークル連合役員、代議員会役員、選挙管理委員、および会計監査委員は常任三役を兼ねることができない。

### 第2節 選挙期日

#### 第7条（選挙期間）

投票は11月中に行う。ただし、日時は選挙管理委員会がこれを定め告示する。

### 第3節 投票

#### 第8条（選挙の方法）

選挙は投票により無記名で行う。

#### 第9条（投票管理者）

投票場には投票管理者をおき、これには選挙管理委員会があたる。

#### 第10条（投票場）

投票は選挙管理委員会の定める場所において行われる。

#### 第11条（委任及び代議投票）

委任及び代議投票は認めない。

#### 第12条（投票用紙の交付）

投票用紙は投票当日に選挙管理委員会から交付される。

### 第4節 開票

#### 第13条（開票管理者）

開票には開票管理者をおき、これには選挙管理委員会が集まる。

#### 第14条（開票場）

開票は選挙管理委員会の定めた場所で行う。

#### 第15条（無効投票）

下記の票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないとき
2. 1票中に2つ以上印を押したもの
3. 立候補者の名前の他に他事を記載したもの
4. 丸印以外のもの
5. その他、選挙管理委員会で不明不相当と認めたもの

#### 第16条（投票のやり直し）

選挙の結果無効票数が1割以上の場合、または、全投票数が選挙権を有する学生の5分の4以下の場合、選挙管理委員会はその投票のやり直しを行う。

## 第5節 常任三役の候補者

### 第17条（立候補の届け出）

常任三役に立候補するものは選挙管理委員会の規定する期間に選挙管理委員長に所定の文書で届け出なければならない。

### 第18条（立候補取り消し）

立候補を止めるときには、少なくとも投票日の5日前までに選挙管理委員長に届け出なければならない。

## 第6節 当選者

### 第19条（当選者）

選挙において有効投票の多数を得たものを当選とする。

## 第7節 選挙特例

### 第20条（候補者1名の場合）

候補者1名の場合は信任投票によって過半数を得た場合に当選者となる。

### 第21条（常任委員長立候補者なきとき及び不信任の場合）

期限内に立候補者なきときおよび不信任の場合は、再度候補者を募り同じ手続きで選挙を行う。

## 第8節 選挙運動

### 第22条（運動期間）

選挙運動期間は立候補のあった日から投票日の前日までとする。

### 第23条（立会演説会）

立会演説会は選挙管理委員会の指定する日時に行う。

### 第24条（演説時間）

候補者の演説時間は10分以内とする。

### 第25条（公示物）

選挙運動による公示物は3枚以内とする。

### 第26条（罰則）

選挙運動が選挙管理委員により違反があると認められた場合は、選挙管理委員長は即座に立候補を取り消しにすることができる。

この場合は再度立候補できない。

なお違反が後日になって判明した場合には、選挙管理委員長によって招集される学生大会によって当選を認めるか否かを決定させる。

## 第3章 補則

### 第27条（選挙規程の改正）

本選挙規程の改正は常任委員会において全委員の3分の2以上の賛成をもって発議し学生大会で決議する。なお、決議には出席学生の3分の2以上の承認を要する。

## 第2部 互選による選出

### 第1章 代議員会

#### 第1条 (役員を選出)

代議員会議長・副議長・書記・会計監査委員・選挙管理委員は、代議員会の互選により選出される。

#### 第2条 (選出期間)

互選の時期は11月中とする。

#### 第3条 (候補者)

候補者は自薦または、代議員による推薦とする。

#### 第4条 (候補者が2名以上の場合)

候補者が2名以上の場合は代議員会内選挙・多数決等で決定する。

### 第2章 局

#### 第5条 (役員を選出)

各局の局長・副局長・書記・会計等は各局の局会議の互選により選出される。

#### 第6条 (選出期間)

互選の時期は11月中とする。

#### 第7条 (候補者)

候補者は自薦または、各局の局員による推薦とする。

#### 第8条 (候補者2名以上の場合)

候補者2名以上の場合は局内選挙・多数決等で決定する。

### 第3章 サークル連合会

#### 第9条 (役員を選出)

サークル連合会連合長・副連合長・書記・会計等は、サークル連合会会員の互選により選出される。

#### 第10条 (選出期間)

互選の時期は11月中とする。

#### 第11条 (候補者)

候補者は自薦または、サークル連合会会員による推薦とする。

#### 第12条 (候補者2名以上の場合)

候補者2名以上の場合は多数決等で決定する。

### 附則

1. この選挙規程細則は平成14年4月1日から施行する。
2. この会則は平成27年4月1日から施行する。  
(ただし、前年度の選挙期間より、この会則の一部が適用される)